

資 料 目 次

第 2 回 検討小委員会 (R 7 . 9 . 16)

項番	資 料 名	頁
1	福井県紡績業，化学繊維、織物、染色整理業最低賃金の改正の必要性に係る聴取事項（令和 7 年 8 月 27 日）	1
2	福井県紡績業，化学繊維、織物、染色整理業最低賃金の改正の必要性に係る聴取事項（令和 7 年 8 月 29 日）	4
3	福井県電気機械器具製造業最低賃金（略称）の改正の必要性に係る聴取事項（令和 7 年 8 月 21 日）	7

福井県紡績業、化学繊維、織物、染色整理業最低賃金の改正の必要性に係る聴取事項

対象企業（対象組合）	
所在地	
担当者	

1 最低賃金制度について説明（局説明）

最低賃金制度とは、一般に国が法的強制力をもって賃金の最低額を定め、使用者は、その金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

賃金は、本来、労使が自主的に対等な立場で話し合いによって決定すべきものですが、中小零細企業等に多く存在する賃金の低い労働者は、その多くが未組織であるなど、使用者との対等な交渉によって労働条件、とりわけ賃金を決定することがほとんど期待できない実情にあります。

また、特定の産業によっては、地域別最低賃金によって保障される水準よりも高い水準での基準を設定することの望ましい場合もあります。

このため、特定最低賃金は、関係労使の申出により決定され、特定の産業に属する事業場の労働者とその使用者に限定して適用されています。

最低賃金制は、第一義的には一定水準を下回る低賃金を解消して、労働条件の改善を図ることが目的ですが、あわせて、労働力の質的向上や企業間の公正競争を確保する機能なども期待され、国民経済の健全な発展に寄与することもねらいとしています。

福井地方最低賃金審議会では、本年度の特定最低賃金の改正の必要性を審議するため、実態把握を行っていますので、御協力をお願いします。

2 事業の概要をお教えてください（繊維業関連のみで結構です）。

3 労働者の数（うち非正規労働者数）や男女比、年齢層、その他参考となる事項がありましたらお教えてください。

- ・労働者数 88人 ・うち非正規雇用労働者の割合（数） 0人 ・うち外国人技能実習生 16人
- ・男性 50%、女性 50%

4 賃金水準について、次の事項をお教えてください。

（1）事業所内最低賃金額と該当する労働者の数

- ・事業所内最低賃金額 月給制の者は 18 万円、日給制の者は 7,500 円（1 日 7.5 時間）
- ・該当労働者数 日給制の者は数人

(2) 事業所内最低賃金の決め方（例、他企業の賃金水準、労働生産性、春季賃金妥結状況、最低賃金等）

外国人技能実習生は、初年度が最低賃金額と同水準。

一般の労働者は、他企業の賃金水準を考慮しつつ、企業内の賃金格差も考慮して決定している。

5 傘下事業所における労働生産性（労働分配率でも可）の状況をお教えてください。

粗付加価値額に対する人件費の割合は 75%程度。

人件費と光熱費の割合が高くなってきている。

6 「原材料費」「エネルギーコスト」「労務費」に対する価格転嫁や取引条件の適正化について、その状況をお教えてください。

価格転嫁が認められた割合は、金額ベースで3分の1程度。

取引条件の変更はない。

7 最近の賃上げへの対応状況（賃金制度の変更、賃金表の作成等）をお教えてください。

最低賃金の引上げによって賃金を引き上げることは、法令遵守の上で、やらなければならないことと認識し、実施している。

8 最低賃金・賃金の引上げを支援する各種助成金制度（業務改善助成金、キャリアアップ助成金等）の利用状況についてお教えてください。

助成金の利用まで手が回っていない。

9 県内の紡績業、化学繊維、織物、染色整理業最低賃金を、本年8月答申の令和7年度福井県最低賃金改正額（時間額 1,053 円）より高く、時間額 1,057 円（関係労使の申出における労働協約の最低賃金額）までの範囲の中で改正することに対して、如何お考えでしょうか。

※ 紡績業、化学繊維、織物、染色整理業の賃金分布は、別添資料をご参照ください（100 人未満の事業所に対する調査結果では、時間額 1,053 円に改正後、2,911 人中 645 人の労働条件に影響します。）。

経営者サイドとしては辛いところ。

賃金を引き上げていく必要性はあると思っている。

最低賃金については地域別最低賃金と同等が良い。理由としては、最低賃金が時間額 1,053 円とした場合は、個々の労働条件は切りよく時間額 1,055 円となり、特定最低賃金を設定したとしても、地域別最低賃金プラス数円程度の金額では、実際の労働条件は変わらない。

三交替制を採用しているが、一般の労働者は日勤勤務。それ以外のシフトに日本人労働者はいない。ベトナムからの技能実習生が貴重な戦力となっている。彼ら技能実習生の賃金をきちんと整備する必要がある。

最低賃金は 10 年前と比べて 3～4 割上昇しているが、収益は 3～4 割上がっている訳ではない。賃上げのペースが企業収益を圧迫している。

10 特定最低賃金の設定は、業界の企業全体にとって、良い影響が期待できるでしょうか。率直なご意見をお聞かせください。

産業の在り方によって変わるのではないかと考える。繊維業界に対しては何も影響しないとする。

繊維業は委託加工が多く、加工賃収入で事業を営んでおり、オンリーワン企業は少ない。値上げや価格転嫁がうまくいっておらず、流通経路も複雑。収益力が他産業と比べて落ちており、賃金を上げても企業が儲かっていけるようにならない。

11 このほか、福井地方最低賃金審議会、福井労働局へのご意見ご要望がございましたら、お聞かせください。

最低賃金については、決められたことを遵守していきたいと思う。

お忙しいところ、ご協力いただきありがとうございました。

福井県紡績業、化学繊維、織物、染色整理業最低賃金の改正の必要性に係る聴取事項

対象企業（対象組合）	
所在地	
担当者	

1 最低賃金制度について説明（局説明）

最低賃金制度とは、一般に国が法的強制力をもって賃金の最低額を定め、使用者は、その金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

賃金は、本来、労使が自主的に対等な立場で話し合いによって決定すべきものですが、中小零細企業等に多く存在する賃金の低い労働者は、その多くが未組織であるなど、使用者との対等な交渉によって労働条件、とりわけ賃金を決定することがほとんど期待できない実情にあります。

また、特定の産業によっては、地域別最低賃金によって保障される水準よりも高い水準での基準を設定することの望ましい場合もあります。

このため、特定最低賃金は、関係労使の申出により決定され、特定の産業に属する事業場の労働者とその使用者に限定して適用されています。

最低賃金制は、第一義的には一定水準を下回る低賃金を解消して、労働条件の改善を図ることが目的ですが、あわせて、労働力の質的向上や企業間の公正競争を確保する機能なども期待され、国民経済の健全な発展に寄与することもねらいとしています。

福井地方最低賃金審議会では、本年度の特定最低賃金の改正の必要性を審議するため、実態把握を行っていますので、御協力をお願いします。

2 事業の概要をお教えてください（繊維業関連のみで結構です）。

3 労働者の数（うち非正規労働者数）や男女比、年齢層、その他参考となる事項がありましたらお教えてください。

・労働者数	28	人	・うち非正規雇用労働者の割合（数）	割・人
・男性	18	人		
・女性	10	人		

4 賃金水準について、次の事項をお教えてください。

（1）事業所内最低賃金額と該当する労働者の数

・事業所内最低賃金額	985	円
・該当労働者数	6	人

(2) 事業所内最低賃金の決め方(例、他企業の賃金水準、労働生産性、春季賃金妥結状況、最低賃金等)

他社企業の賃金水準や最低賃金等を考慮しました。

5 傘下事業所における労働生産性(労働分配率でも可)の状況をお教えてください。

弊社は加工賃仕事のため労働分配率が72%と高いですが賃金を上げてもなかなか価格転嫁ができない状況です。

6 「原材料費」「エネルギーコスト」「労務費」に対する価格転嫁や取引条件の適正化について、その状況をお教えてください。

- ・生産機械が海外製であるため、部品代等のランニングコストが円安により高騰している。また、修理についても大阪市内の代理店に依頼するが、来福するのに1時間8千円+交通費、修理に要する時間は1時間2万円と大幅にコストが上昇している。
- ・気温の上昇により工場内の温湿度環境を整えるためエアコンを増強している。エアコンの稼働によってエネルギーコストも上昇している。
- ・以前と比べて、商社が在庫調整を厳しく行うようになった。以前は、消費が落ちても商社が在庫を抱え、工場は安定的な生産が出来ていた。今は必要な分だけの納品を求められるので、稼働が不安定な分、時間外労働や休日労働の人件費が増加している。
- ・織物は技能が必要な仕事。採用後1年掛けて7~8割の仕事ができるようになるが、せっかく教育しても離職してしまう。新たな求人を探すのに求人サイトを利用すると、何週間か求人広告を出すのに数十万円が必要。
- ・賃上げが社会的に注目され、春季賃上げ妥結状況に係るニュースは当社労働者にも知れ渡り、離職防止のためにも賃上げをしなければならないが、価格に反映されない。
- ・賃上げによって、社会保険料の負担増加分も相当なもの。
- ・商社に賃上げを求める際には、詳細なエビデンスを求められ、取引関係が丸裸にされる。価格転嫁できてもコスト上昇分の10分の1程度。商社(取引先)によっては赤字が生じていても、生産を続けていく必要がある。

7 最近の賃上げへの対応状況(賃金制度の変更、賃金表の作成等)をお教えてください。

- ・工賃が安く、一般の日本人が雇えない。売上を確保するには機械を稼働させなければならないが、日本人労働者は三交替制による夜勤や休日労働に従事してもらえない。生産が間に合わないからと言って休日労働に従事させると、辞めていってしまう。そこで、外国人技能実習生に頼っている。
- ・外国人技能実習生の使用に当たっては、監理団体には支払う管理費が2~3万円、その他の諸経費(飛行機代、試験費用等)を合わせると1人当たり月4~5万円と負担が大きい。最低賃金が上がると、日本人の人件費と変わらなくなる。

8 最低賃金・賃金の引上げを支援する各種助成金制度（業務改善助成金、キャリアアップ助成金等）の利用状況について教えてください。

今は利用していない

9 県内の紡績業、化学繊維、織物、染色整理業最低賃金を、本年8月答申の令和7年度福井県最低賃金改正額（時間額 1,053 円）より高く、時間額 1,057 円（関係労使の申出における労働協約の最低賃金額）までの範囲の中で改正することに対して、如何お考えでしょうか。

紡績業、化学繊維、織物、染色整理業の賃金分布は、別添資料をご参照ください（100 人未満の事業所に対する調査結果では、時間額 1,053 円に改正後、2,911 人中 645 人の労働条件に影響します。）。

賃金を引き上げていく必要性は理解できるが、急激な引上げは価格転嫁が追いついていかず、中小企業・小規模事業主には負担できず、正直、やっていけない。最低賃金が千円を超えるときつと感じている。最低賃金の引上げは、政府として価格転嫁とセットでなければならないと思う。

社会保険料の負担が増加し、労働者の手取は増えていない実感。

10 特定最低賃金の設定は、業界の企業全体にとって、良い影響が期待できるでしょうか。率直なご意見をお聞かせください。

規制を設けるのはよくない。自由な競争ができる環境が望ましい。賃上げは経営者が決めるもの。

今は、経営者より労働者の方が立場は上、良い人材を確保できるならば有益でも、今は取引価格が賃上げに追いついておらず、その環境にない。

就職先は、業界で選ばれることは少なく、会社の特色等やその方のワークライフバランスとの兼ね合いで選ばれるもの。

良く働いてくれる方とそうでない方の処遇の差は、生じて当然であり、それがなければ不公平感が生じる。

11 このほか、福井地方最低賃金審議会、福井労働局へのご意見ご要望がございましたら、お聞かせください。

商社が苦勞せず利益を得ている構造的な問題がある。政府は、価格転嫁に応じない商社の企業名公表等や行政指導を積極的に行ってほしい。

お忙しいところ、ご協力いただきありがとうございました。

福井県電気機械器具製造業最低賃金（略称）の改正の必要性に係る聴取事項

対象企業（対象組合）	
所在地	
担当者	

1 最低賃金制度について説明（局説明）

最低賃金制度とは、一般に国が法的強制力をもって賃金の最低額を定め、使用者は、その金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

賃金は、本来、労使が自主的に対等な立場で話し合いによって決定すべきものですが、中小零細企業等に多く存在する賃金の低い労働者は、その多くが未組織であるなど、使用者との対等な交渉によって労働条件、とりわけ賃金を決定することがほとんど期待できない実情にあります。

また、特定の産業によっては、地域別最低賃金によって保障される水準よりも高い水準での基準を設定することの望ましい場合もあります。

このため、特定最低賃金は、関係労使の申出により決定され、特定の産業に属する事業場の労働者とその使用者に限定して適用されています。

最低賃金制は、第一義的には一定水準を下回る低賃金を解消して、労働条件の改善を図ることが目的ですが、あわせて、労働力の質的向上や企業間の公正競争を確保する機能なども期待され、国民経済の健全な発展に寄与することもねらいとしています。

福井地方最低賃金審議会では、本年度の特定最低賃金の改正の必要性を審議するため、実態把握を行っていますので、御協力をお願いします。

2 事業の概要をお教えてください（電気機械器具製造業関連のみで結構です）。

3 労働者の数（うち非正規労働者数）や男女比、年齢層、その他参考となる事項がありましたらお教えてください。

・労働者数 165 人 ・うち非正規雇用労働者の割合（数） 割・人
・男性 92 人（10・20 歳代 6 人、30・40・50 歳代 63 人・60 歳代 20 人、70 歳以上 3 人）
・女性 73 人（10・20 歳代 3 人、30・40・50 歳代 54 人・60 歳代 13 人、70 歳以上 3 人）

4 賃金水準について、次の事項をお教えてください。

（1）事業所内最低賃金額と該当する労働者の数

・事業所内最低賃金額 984 円
・該当労働者数 4 人

（2）事業所内最低賃金の決め方（例、他企業の賃金水準、労働生産性、春季賃金妥結状況、最低賃金等）

近年は賃金の上げ幅が高い部分もあり、最低賃金と労働生産性を基に決めている。

5 貴事業所における労働生産性（労働分配率でも可）の状況をお教えてください。

弊社は全従業員数の 85%にあたる 145 名が業務請負の従業員であり、業種の性質が異なることから、単純に労働生産性を算出するのは困難です。そのため、労働分配率にてご回答申し上げます。
売上高から外部金額を引いた付加価値額 892,524 千円-人件費 631,508 千円となります。
→ 労働分配率：631,508 ÷ 892,524 = 70.8%

6 「原材料費」「エネルギーコスト」「労務費」に対する価格転嫁や取引条件の適正化について、その状況をお教えてください。

原材料費・エネルギーコスト・労務費のいずれも高騰しておりますが、直ちに取引先へ価格転嫁することは難しい状況にあります。そのため、今後 1 年ほどかけて交渉を進めていく必要があると考えております。弊社の取引先も価格転嫁や取引条件の適応化については一定の理解は示している状況です。

7 最近の賃上げへの対応状況（賃金制度の変更、賃金表の作成等）をお教えてください。

上記 6，と同様コメントで、値上げされても価格転嫁は難しい状況だが、従業員賃金は平均約 4%アップし離職率を減らす防御策を取っています。

8 最低賃金・賃金の引上げを支援する各種助成金制度（業務改善助成金、キャリアアップ助成金等）の利用状況についてお教えてください。

今は取組んではいないが、今後は制度を活用し助成金を活用したい考えを持っています。

9 県内の電気機械器具製造業最低賃金を、本年 8 月答申の令和 7 年度福井県最低賃金改正額（時間額 1,053 円）より高く、時間額 1,229 円（関係労使の申出における労働協約の最低賃金額）までの範囲の中で改正することに対して、如何お考えでしょうか。

※ 電気機械器具製造業の賃金分布は、別添資料をご参照ください。

100 人未満の事業所に対する調査結果では、時間額 1,053 円に改正後、1,863 人中 520 人の労働条件に影響します。

弊社は、従業員の最低賃金を 1,100 円程度まで持っていきたいと考えています。

10 特定最低賃金の設定は、業界の企業全体にとって、良い影響が期待できるでしょうか。率直なご意見をお聞かせください。

はっきり申し上げますと、労働者は最低賃金によって保護される一方で、今後はより高い賃金水準を設定している企業へ転職する傾向が強まると予想されます。その結果、価格転嫁が困難な状況にある中小企業では対応が難しく、人手不足の一層の深刻化を招き、最終的には自主廃業や倒産に追い込まれる企業が増加する恐れがあります。

11 このほか、福井地方最低賃金審議会、福井労働局へのご意見ご要望がございましたら、お聞かせください。

10.の回答の状況を踏まえ、ぜひ多くの中小企業経営者の生の声にも耳を傾け、企業側の実情に寄り添ったご対応をお願いしたいと存じます。

お忙しいところ、ご協力いただきありがとうございました。